

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

九重町は軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

九重町長

## 公表日

令和2年6月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	<p>九重町では、地方税法に基づき、毎年4月1日(賦課期日)現在で、町内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している方に対して、軽自動車税を課税している。また、身体障害者の方、生活保護受給者、公益法人等が公益事業に使うもの、その他特別の事情がある方については、申請に基づいて軽自動車税を減免する。具体的には、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①軽自動車税の賦課・更正・減免に関する事務</p>
③システムの名称	<p>1. Acrocity軽自動車税 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)軽自動車税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第1中16の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	九重町役場 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	九重町役場 総務課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ② 所属長	税務課長 菅原 篤	税務課長	事後	重大な変更にならないため事後に提出
平成29年4月1日	II しい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成29年4月1日	事後	重大な変更にならないため事後に提出
平成29年4月1日	II しい値判断項目 特定個人情報ファイルの取扱人数は500人以上か いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成29年4月1日	事後	重大な変更にならないため事後に提出
令和1年6月27日	II しい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成29年4月1日	令和1年6月27日	事後	重大な変更にならないため事後に提出
令和1年6月27日	II しい値判断項目 特定個人情報ファイルの取扱人数は500人以上か いつ時点の計数か	平成29年4月1日	令和1年6月27日	事後	重大な変更にならないため事後に提出
令和2年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	九重町では、地方税法に基づき、毎年4月1日(賦課期日)現在で、町内に主たる定置場のあ る軽自動車等を所有している方に対して、軽自 動車を課税している。また、身体障害者の 方、生活保護受給者、公益法人等が公益事業 に使うもの、その他特別の事情がある方につ いては、申請に基づいて軽自動車税を減免す る。具体的には、 ① 窓口や軽自動車協会からの連絡による車両 の新規登録や廃車などの異動登録 ② 4月1日時点の所有車両に対して当初課税 ③ 課税計算した結果を納税義務者へ通知 ④ 口座振替などの方法により徴収 ⑤ 申請に基づき軽自動車税の減免	九重町では、地方税法に基づき、毎年4月1日 (賦課期日)現在で、町内に主たる定置場のあ る軽自動車等を所有している方に対して、軽自 動車を課税している。また、身体障害者の 方、生活保護受給者、公益法人等が公益事業 に使うもの、その他特別の事情がある方につ いては、申請に基づいて軽自動車税を減免す る。具体的には、以下の事務で特定個人情報を取 り扱う。 ① 軽自動車税の賦課・更正・減免に関する事務	事後	重大な変更にならないため事後に提出
令和2年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	1. Acrocity軽自動車税 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ	1. Acrocity軽自動車税 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ	事後	重大な変更にならないため事後に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和1年6月27日	令和2年6月30日	事後	重大な変更 に該当しないため 事後に提出
令和2年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 特定個人情報ファイルの取扱 人数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年6月27日	令和2年6月30日	事後	重大な変更 に該当しないため 事後に提出